

## お願い

可燃ごみ専用袋は、カラスに見えにくいとされる材質を採用していますが、その効果は環境や使用状況により異なります。また、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋に比べ製造コストが高いため、ごみ出しには、従来どおりカラスネットや容器等をご利用いただくとともに、コスト削減を図るため、極力、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋をご使用くださるようご協力をお願いします。

上図は下記「ダイジェスト版」の抜粋

ダイジェスト版 平成19年10月1日(月)から変わります。

# 可燃ごみ・不燃ごみの 有料指定収集袋による収集が始まります！

昨年の9月議会で可決された、「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正に基づき、さらなる分別・減量並びに資源化を目的として、平成19年10月1日からごみ処理有料化に伴う「指定収集袋」による、可燃ごみ・不燃ごみの収集を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

## 対象品目

可燃ごみと不燃ごみは藤沢市の指定収集袋で出してください。

有料化対象ごみが指定収集袋以外で出された場合は収集しませんので、ご注意ください。

	指定収集袋に入れるごみ	透明・半透明袋に入れるごみ
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ(台所ごみ)</li> <li>紙くず・ティッシュ</li> <li>たばこ・灰</li> <li>材木(長さ50cm未満、太さ10cm未満のもの)</li> <li>保冷剤(ゼリー状のみ)</li> <li>乾燥剤・下着類 など。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>草</li> <li>葉</li> <li>枝(太さ10cm未満)</li> </ul> <p>*注1 *太さ1cm以上の枝の場合 は肥料収集・予約制の 「剪定枝」として出し てください。 予約先(株)藤沢市興業公社 23-5301</p>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>革製品・靴、傘</li> <li>プラスチック製品</li> <li>小型家電(大型ごみに該当しない小型家電品)</li> <li>ガラス製品、陶器類</li> <li>包丁などの刃物類・ぬいぐるみ、</li> <li>座布団、枕</li> <li>風呂ふた、風呂マットなど。</li> </ul>	<p>特定処理品目は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光管・乾電池</li> <li>水銀体温計・テープ類</li> <li>卓上ガスボンベ・スプレー缶</li> <li>使い捨てライター</li> </ul>

プラスチック製容器包装・資源は、従来どおり無料  
で収集します。

※ごみの分別・分類等は、  
平成19年度版  
「資源とごみの分け方・出し方」  
をご覧ください。

## 指定収集袋

販売開始：平成19年9月1日から

家庭用指定収集袋		事業者用指定収集袋	
可燃ごみ専用袋、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋		可燃ごみ・不燃ごみ共通袋	
袋の種類・販売価格(10枚1セット)		袋の種類・販売価格(10枚1セット)	
ミニ袋(5ℓ相当) 縦420mm×横180mm×幅60mm	100円	中袋(20ℓ相当) 縦600mm×横330mm×幅85mm	1,500円
小袋(10ℓ相当) 縦500mm×横280mm×幅60mm	200円		
中袋(20ℓ相当) 縦600mm×横330mm×幅85mm	400円	大袋(40ℓ相当) 縦750mm×横450mm×幅100mm	3,000円
大袋(40ℓ相当) 縦750mm×横450mm×幅100mm	800円		

### お願い

可燃ごみ専用袋は、ガラスに見えるにくいとされる材質を採用していますが、その効果は環境や使用状況により異なります。また、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋に比べ製造コストが高いため、ごみ出しには、従来どおりカラスネットや容器等をご利用いただくとともに、コスト削減を図るため、極力、可燃ごみ・不燃ごみ共通袋をご使用くださるようご協力をお願いします。

### 事業者の方へ

店舗、会社、工場、事務所など、事業活動より排出される「一般廃棄物」はすべて**事業系ごみ**です。

事業系ごみは、「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正に伴い、平成19年10月1日からすべて**有料**となります。

事業系ごみの処理方法は、次の3通りになります。

- ①市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する。
  - ②事業者の方自らが直接市の処理施設に持ち込む(資源と産業廃棄物を除く)
  - ③市指定のごみ袋(有料)を使って市に収集を依頼する。(申請が必要です。)
- 収集依頼条件：1回の排出量が40ℓ相当以内の事業者(少量排出事業者)であること。  
※市で収集できる品目：可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装。  
但し、プラスチック製容器包装のみの収集は出来ません。